

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を公表します

ー土砂災害から「いのち」を守るためにー

県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域^{※1}については、平成 28 年度までに指定が完了していますが、このたび、土砂災害特別警戒区域^{※2}の指定の前段として、新たに基礎調査結果を公表しますので、お知らせします。

※ 1 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

※ 2 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1 新たに基礎調査結果を公表する市区町村

- (1) 横浜市港南区
- (2) 横浜市港北区
- (3) 中井町
- (4) 山北町の一部
- (5) 横須賀市の一部(逸見行政センター管内、浦賀行政センター管内及び北下浦行政センター管内)

※一部隣接する他の市区町村を含みます。

※特別警戒区域の基礎調査結果を踏まえ、既に指定している警戒区域が変更となる箇所もあります。

2 基礎調査結果の閲覧

基礎調査結果は、「[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)」のほか、次の場所で閲覧できます。

公表する市区町村	閲覧場所及び所在地	
横浜市港南区 横浜市港北区	横浜川崎治水事務所	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 (横浜西合同庁舎4階)

公表する市区町村	閲覧場所及び所在地	
中井町 山北町の一部	県西土木事務所	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎3階)
横須賀市の一部 (逸見行政センター管内、 浦賀行政センター管内及び 北下浦行政センター管内)	横須賀土木事務所	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5
上記の全ての市区町村	県土整備局 河川下水道部砂防海岸課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県新庁舎 11 階)

※上記のほか、下記の市役所、町役場で閲覧できます。

横浜市：横浜市建築局建築防災課（横浜市中区相生町3丁目56番地1 KDX横浜関内ビル12階）

中井町：中井町まち整備課（足柄上郡中井町比奈窪56番地）

山北町：山北町都市整備課（足柄上郡山北町山北1301番地4）

横須賀市：横須賀市土木部河川・傾斜地課（横須賀市小川町11番地 本館2号館4階）

3 各土木事務所のホームページ

各土木事務所の案内については、下記ホームページをご覧ください。

○横浜市について

横浜川崎治水事務所 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/i6k/index.html>)

○中井町、山北町について

県西土木事務所 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/vd8/index.html>)

○横須賀市について

横須賀土木事務所 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/wk7/index.html>)

問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課

課長 千葉 電話 045-210-6500

急傾斜地グループ 井川 電話 045-210-6508